

福 祉

子育てに協力して充実した生活を
ファミリー・サポート・センター会員募集

あんじょうファミリー・サポート・センターの活動が1月から始まりました。

同センターは、子育ての手助けをしてほしい人が「依頼会員」、子育ての協力をしていただける人が「提供会員」となり、助け合う組織です。同センターの活動を通して、地域で子育てを支援し合える仲間づくりの輪が広がることを願っています。

■こんなときにご利用を
例 夫婦とも祝日出勤。実家に子どもを預けるつもりだったのに、冠婚葬祭のため見てもらえなくなってしまう

例 授業参観に行くので、下の子どもを見てほしい

例 保育園・幼稚園への送迎と一時預かり、児童クラブ終了後の一時預かりなど

■どうすれば入会できるの？

①まず同センターへお電話を ②入会説明会・講習会の案内、会員登録申込書をお送りします ③入会説明会・講習会を受講。その時、申込書を提出していただきます。次回は3月15日(土)午前9時からの予定です ※4月以降も必要に応じて開催する



ファミリー・サポート・センターを通じて子育て支援の輪が広がります

問い合わせ▼あんじょうファミリー・サポート・センター
(☎〈72〉2315)

公 園

年間利用予約が可能になります
都市公園を有効にご利用ください

公園をさらに有効にご利用いただくため、一部の都市公園について、来年度分(4月から来年3月まで)の年間利用予約を受け付けます。市内団体の大会利用などの計画が事前に分かっている場合にご利用ください。

●年間利用予約ができる都市公園

柿田(里町)、川島河川敷(川島町)、篠目(篠目町)、昭林(安城町)、安城東(東新町)、養下(二本木新町)、東栄(東栄町)、安城西(桜町)、美園(美園町)

●受付開始日時／場所 2月19日(木) 午前8時30分／公園緑地課(北庁舎3階) ※先着順

その後は、随時受け付けます。

●予約要件 おおむね50人以上が参加する大会など(ソフト・フット、ゲートボール、盆踊り、防災訓練など) ※土・日曜日の予約は、1団体につき月1回のみとなります。



広いグラウンドがある篠目公園。大人数でのイベントも可能です

●受付開始日時／場所 利用日の2か月前(利用日の前々月)の1日午前8時30分／公園緑地課 ※毎月1日が土・日曜日、祝日の場合は、その翌日になります。なお、今年度までは利用日の1か月前からの申し込みでしたが、来年度から変更します。

問い合わせ▼公園緑地課

福 祉

子どもたちを健やかに育てる一助に
児童クラブ員を募集します

4月からの定員に余裕のある児童クラブのクラブ員を募集します。希望する人は、2月17日(月)から28日(金)までに児童課へお申し込みください。なお、申込用紙は、各児童クラブ及び同課にあります。

●募集する児童クラブ

児童クラブ名	電話番号
里町児童クラブ(北部公民館内)	〈98〉3751
祥南児童クラブ(祥南小学校内)	〈76〉2266
北部児童クラブ(北部小学校内)	〈98〉3537
錦町児童クラブ(錦町小学校内)	〈72〉5410
作野児童クラブ(作野小学校内)	〈72〉5415
西部児童クラブ(西部小学校内)	〈72〉2837

※二本木・中部・桜井・南部・三河安城・丈山の各児童クラブについては、すでに定員に達しています。

●対象 学校の放課後、家庭に保護者のいない小学1～3年生で、各児童クラブに自分で通える子ども

●開設日 4月1日～来年3月31日の月・土曜日(日曜日、祝日、年末年始は休み)

●開設時間 放課後午後6時30分(土曜日、夏休みなどは午前8時30分～午後6時30分)

●利用料 月額5000円(公立)



里町児童クラブで楽しく遊ぶ子どもたち

■民間の学童クラブ員も募集しています

開設時間や利用料など詳細については、各クラブにお問い合わせください。

学童クラブ名	電話番号
なかよしクラブ(昭和町)	〈74〉3664
ひまわりクラブ(花ノ木町)	〈74〉4400
安城つくしクラブ(緑町)	〈76〉7567
みつばちぶんぶんクラブ(住吉町)	〈98〉7702

問い合わせ▼各児童クラブ・学童クラブまたは児童課

税 金

オートバイ・軽自動車の名義変更や
廃車の手続きは3月までに

軽自動車税(オートバイを含む)は、毎年4月1日現在の所有者に対して1年分が課税されます。

車を他人に譲ったり、廃棄したりして、現在所有していなくても、手続きをしないといつまでも税金がかかることとなりますので、3月までに手続きを済ませてください。

また、車の保管場所を他の市町村に変更した場合も、早めに住所変更の手続きをしてください。

手続き先は次表のとおりです。

※軽自動車、軽二輪車、二輪の小型自動車については、安城知立自家用自動車組合(安城商工会議所内/☎〈76〉3451)でも代行しています。手続きに必要なものは、各機関に直接お問い合わせください。

■障害者は軽自動車税が免除に

一定の障害以上の障害者で、オートバイや軽自動車を持っている人は5月26日(月)までに市民税課で手続きをしてください。

持ち物は下表のとおりです。

障害の内容によつては家族運転の場合も対象になります。この免除は1人1台限りで、普通自動車との重複はできません。障害の程度などにより対象にならない場合がありますので、事前に同課へ確認してからご来庁ください。

身体障害者	身体障害者手帳または戦傷病者手帳、認め印、車検証、運転免許証
知的障害者	療育手帳、生計を共にする人の認め印、車検証、運転免許証
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳、生計同一証明書、生計を共にする人の認め印、車検証、運転免許証

問い合わせ▼市民税課